

災害時等における物資供給等の協力に関する協定書

匝 瑳 市
レンゴー株式会社

災害時等における物資供給等の協力に関する協定書

匠瑛市（以下「甲」という。）とレンゴー株式会社（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の物資供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、匠瑛市内で災害が発生した場合、被災者等を救援するための物資供給等の協力（以下「物資供給等」という。）に関して、甲及び乙間における基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応し、市民を災害から保護することを目的とする。

（協力内容）

第2条 甲は、乙に対し次の事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し、乙の関係事業者が保有する物資を含め、可能な限り協力するものとする。

ただし、乙の被災等により、物資供給等が困難な場合は、甲乙協議の上、物資供給等の内容を決定するものとする。

- (1) 甲が避難所開設において必要とする段ボール製品（段ボール製のシート、ケース、ベッド、仕切り等、乙が取り扱う製品）等、乙が保有・製造する物資の供給に関する事
- (2) 甲が必要とする物資を、甲が指定する場所までの運搬に関する事
- (3) その他、物資供給等に必要な事項

（協力要請）

第3条 甲は、物資供給等を要請する必要があると認めたときは、災害救援物資供給等要請書（第1号様式）により、乙に対し要請するものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請することができるものとし、事後、速やかに災害救援物資供給等要請書（第1号様式）を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第4条 第2条に規定する物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

(完了報告)

第5条 乙は、物資供給等を完了したときには、速やかに災害救援物資供給等完了報告書（第2号様式）により、甲に対し報告するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって完了報告を行うことができるものとし、事後、速やかに災害救援物資供給等完了報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(費用負担等)

第6条 甲の要請により、乙が物資供給等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格及び物資の運搬に係る経費は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、災害発生後に甲乙が協議の上、決定するものとする。

3 乙は災害発生による混乱が沈静化した後、甲に対し請求書により当該費用の請求をするものとし、甲は乙からの請求書を受理した場合には、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(連絡責任者等)

第7条 物資供給等に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲及び乙は互いの連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。

2 この協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

3 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日迄とする。ただし、この期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めがない事項又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙が互いに誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年8月4日

甲 匝瑳市八日市場ハ793番地2
匝 瑳 市
匝瑳市長 太田 安規

乙 佐倉市大作1丁目7-1
レンゴー株式会社 千葉工場
工場長 野口 和宏

第1号様式

令和 年 月 日

災害救援物資供給等要請書

レンゴー株式会社 様

匝瑳市長

災害時等における物資供給等の協力に関する協定書第3条の規定により、次のとおり協力を要請します。

災 害 名	
物資供給等日時	令和 年 月 日 () 午前・午後 時 分
物資供給等場所	
供給物資名・数量	
運 搬 方 法 等	
担 当 課 担当者・電話番号 F A X 依 頼 日 時	匝瑳市 課 班 担当者： 電話番号： () F A X： () 令和 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
備 考	

第2号様式

令和 年 月 日

災害救援物資供給等完了報告書

(あて先) 匝瑳市長

レンゴー株式会社

災害時等における物資供給等の協力に関する協定書第5条の規定により、次のとおり完了報告をします。

完了年月日	物資供給等場所	供給物資名・数量	運搬の有無

添付書類（添付した書類を列挙すること）